

SSBJ 市中協議文書「温室効果ガス排出の開示に対する 改正案」に意見提出

日本損害保険協会(会長：船曳 真一郎)は、サステナビリティ基準委員会(SSBJ) (※1)が2025年12月15日から2026年1月28日にかけて市中協議に付した「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」に対する意見を提出しました。

当該意見は、添付1をご参照ください。

1. 市中協議の概要

- 今回の改正の主な目的は、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が2025年12月11日に公表したIFRS S2号(気候関連開示)の修正内容(温室効果ガス排出量の算定・開示に関する課題への対応)を国内基準に取り入れることであり、国際的な評価基準との整合性を維持し、情報作成の際の作成者の負荷を軽減することを目指している。改正案の主な内容は以下の通り。
 - 「スコープ3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示
 - ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示
 - 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準(2004年)」の使用に対する法域別の救済措置
 - 地球温暖化係数についての法域別の救済措置

2. 損保協会意見の概要(詳細は添付1をご参照)

- 本公開草案では、SSBJ基準がISSB基準と機能的に整合していることを維持するために、原則としてISSB基準の要求事項をすべて取り入れることを提案している。この結果、開示情報の国際的な比較可能性も維持されていることになり、この点を歓迎する。
- ISSB「IFRS S2号の修正」で追加された29A(a)および29A(b)(保険引受に関連する「スコープ3」「カテゴリー15」のGHG排出量の測定および開示の免除)について、弊会はこれらの追加に賛成する意見をISSBに提出してきた経緯があることから、今回のSSBJ本公開草案においても、これらの内容が反映されることを歓迎する。

当協会は、サステナビリティ開示を巡る議論に積極的に参加しており、今後も市中協議等に際して本邦業界の意見を表明していきます。

(※1)サステナビリティ基準委員会(SSBJ)

国際的なサステナビリティ開示基準の開発を目的とする「国際サステナビリティ基準審議会」(ISSB)の設立を受け、我が国におけるサステナビリティ開示基準の開発と国際的なサステナビリティ開示基準の開発に対する意見発信を行うための体制整備の必要性等が市場関係者より示されたことを踏まえ、2022年7月に公益財団法人財務会計基準機構(FASF)内に設立された。

SSBJ「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」に関する損保協会意見
損保協会意見

質問	回答
<p>1. 次の事項を含む、本公開草案の公表にあたっての方針に同意しますか。同意しない場合にその理由をご記載ください。</p> <p>・機能的に整合していることを維持するため、原則として 2025 年公表の IFRS S2 号の修正に含まれる要求事項を取り入れること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同意する。 ・本公開草案では、SSBJ 基準が ISSB 基準と機能的に整合していることを維持するために、原則として ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れることを提案している。この結果、開示情報の国際的な比較可能性が維持されている点を歓迎する。
<p>2. 本公開草案での主な提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同意する。 ・ISSB 「IFRS S2 号の修正」で追加された 29A(a) および 29A(b)（保険引受に関連するスコープ 3 カテゴリー 15 の GHG 排出量の測定および開示の免除）について、弊会はこれらの追加に賛成する意見を ISSB に提出してきた経緯がある。今回の SSBJ 本公開草案においても、これらの内容が反映されていることを歓迎する。 <p>【ISSB に提出した意見概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・29A(a) デリバティブや facilitated emissions、insurance associated emissions の GHG 排出量算出について確立された方法論が欠如しており、開示から除外できることを明確化する修正案に賛同した。

添付 1

SSBJ「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」に関する損保協会意見

	<ul style="list-style-type: none">• 29A(b) デリバティブ及び金融活動の数値（amount）開示について、企業には追加作業が生じるもの、スコープ3 カテゴリー15 から除外された排出に関連する潜在規模を利用者が把握するために必要な情報と認識している。ISSB が「数値」の定義を企業に委ねるとで、企業は有用な情報を決定し、追加作業が許容範囲に収まることが期待されることを意見した。
--	--